

社会福祉法人直方市社会福祉協議会 移動送迎支援事業運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が所有する福祉車両を安全かつ円滑に運行することにより、既存の公共交通機関を利用することが困難な在宅の障害者や高齢者及び難病者等へ、移動送迎の支援を行い、以て社会参加の促進と自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この規程に定める移動送迎支援事業（以下「本事業」という。）は、社協が実施する。

(事務局)

第3条 本事業の事務局は、社協に置く。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直方市在住で自立歩行が困難な車椅子や補装具を日常的に使用している身体障害者福祉法第4条に定める身体障害者手帳の交付を受けたもの、又は知的障害者福祉法施行令第1条に定める判定及び療育手帳の交付を受けたもの、並びに精神障害者保健福祉手帳制度実施要領第2に定める手帳の交付を受けたもの
- (2) 直方市在住の虚弱高齢者（要介護認定3以上）で、公共交通機関の利用が困難な車椅子や補装具を日常的に使用しているもので、福祉車両の必要なもの
- (3) その他、特別に認めた場合

(介助)

第5条 運転による移動送迎および乗降介助のみで、それ以外の介助が必要な場合は、利用者が介助者を確保する。

(運営委員会)

第6条 この事業を円滑に進めるために、利用者を含めた運営委員会を組織する。なお、運営委員会については、移動送迎支援事業運営委員会設置要綱を別途定める。

(運転者)

第7条 福祉車両の運転については下記の事項に該当し、社協が認めた者とする。

- (1) 普通自動車二種免許、又は普通自動車免許を所持する21歳以上のものであって「移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト」に基づいた講習を受講したもの
- (2) 利用者の主体性を尊重したサポートができるもの
- (3) その他、必要と定めた条件を満たすもの

(運転者の責務)

第8条 運転者が本事業に負う責務は次のとおりとする。

- (1) 活動中及び活動後における守秘義務を遵守すること。
- (2) 交通関係法令を常に遵守し、安全運転と事故防止に努めること。
- (3) リフト操作は細心の注意の下に行い、乗降の際の事故防止に努めること。
- (4) 車両の清潔と美化に努めること。
- (5) 運行日誌の記録を行なうこと。
- (6) 運転中の事故については、事故処理の終結まで社協と共に協力すること。

(運行日、範囲、時間及び相乗り)

第9条 本事業の運行日、範囲、時間及び相乗りは、原則として次のとおりとする。ただし、特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 運行は年末年始（12月29日から1月3日）を除く毎日とする。ただし、次の事情により運行制限がある。

ア 運転手の確保状況

イ 車両の整備

ウ 悪天候により運行困難な場合

- (2) 運行範囲は原則として福岡県内で日帰りとする。なお、運行範囲が直方市近隣（おおむね筑豊地区）を越える場合は、行路設定は原則として利用者及び代理者が行う。
- (3) 運行時間は原則として午前9時から午後4時30分までとする。
- (4) 運行の際の相乗りは、運行及び利用者の安全上、2名までとする。

(利用者の登録)

第10条 この事業を利用するものは、次のとおり利用者登録申請を毎年しなければならない。

- (1) 登録申請は、移動送迎支援事業登録申請書（様式第1号）、移動送迎支援事業利用者登録書（様式第2号）及び確約書（様式第3号）により行うものとする。
- (2) 前号の申請があった場合は、申請書に関わる実態調査を行い、移動送迎支援事業申請者実態調査表（様式第4号）を作成し登録の可否を決定する。

2 登録の可否を決定した場合は、申請者に対し、移動送迎支援事業利用者登録決定通知書（様式第5号）を通知するものとする。

(利用の内容)

第11条 本事業の利用は、利用者が社会参加や自立するための外出支援であり、原則として一人月4回（1回の利用につき2ヶ所まで）を利用限度とし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 社会生活を営む上で必要不可欠な外出の場合
- (2) 社会参加を促進する上で特に必要と定める場合

(利用手続き)

第12条 本事業の利用者は、利用しようとする日の3日前までに事務局に申し込むものとする。なお、この場合、申し込み日は祝日を除く月曜日から金曜日、申し込み時間は午前9時から午後5時までとする。また、予約については利用日の2ヶ月前から行う。

(利用の変更)

第13条 事務局は第9条第1項第1号で掲げた事由等で移動送迎が提供できない場合は、事前に利用者へ通知するものとする。また、利用者が自己の都合で申し込みを変更しようとするときは、運行日の3日前までに速やかにその旨を事務局に申し出なければならない。

(利用料)

第14条 本事業の利用料は無料とする。ただし、運行時にかかる有料道路の料金、駐車料金、施設入館料、燃料費、その他必要な費用については、利用者負担とする。

(事故報告等)

第15条 福祉車両の運転者は、事故が発生した場合、法令に基づく応急の処置をした後、速やかにその状況を社協に報告し、指示を受けなければならない。

(1) 事故後、速やかに事故報告書を作成し、社協会長に提出しなければならない。

(2) 事故に伴う事務処理は、社協が行うものとする。

(損害賠償責任)

第16条 事故に対する補償は、社協が加入する送迎サービス補償制度、任意保険等による補償の範囲内とする。

(コーディネート)

第17条 本事業に係る調整は、事務局において行うものとする。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、本事業に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、同日以降の利用分から適用する。

(社会福祉法人直方市社会福祉協議会移動送迎支援事業運営規程の廃止)

2 従前の社会福祉法人直方市社会福祉協議会移動送迎支援事業運営規程は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。